

第12回軽米町議会臨時会平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

平成28年11月 7日（月）

午前10時20分 開 会

議 事 日 程

- 議案第 1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第 2号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて
- 議案第 3号 デジタル防災行政無線整備2期工事の変更請負契約の締結に関し議決
を求めることについて
- 議案第 4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）

○出席委員（13名）

1 番	中 里 宜 博 君	2 番	中 村 正 志 君
3 番	田 村 せ つ 君	4 番	川 原 木 芳 蔵 君
5 番	上 山 勝 志 君	6 番	館 坂 久 人 君
7 番	茶 屋 隆 君	8 番	大 村 税 君
9 番	松 浦 満 雄 君	10 番	本 田 秀 一 君
11 番	細 谷 地 多 門 君	12 番	古 館 機 智 男 君
13 番	山 本 幸 男 君		

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	藤 川 敏 彦 君
総 務 課	長	日 山 充 君
町 民 生 活 課	長	中 野 武 美 君
産 業 振 興 課	長	高 田 和 己 君
地 域 整 備 課	長	新 井 田 一 徳 君
総 務 課 担 当 主 幹		吉 岡 靖 君
町 民 生 活 課 担 当 主 幹		福 田 浩 司 君
産 業 振 興 課 担 当 主 幹		小 林 浩 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 暢 芳 君
議 会 事 務 局 長 補 佐	小 林 千 鶴 子 君
議 会 事 務 局 主 査	鶴 飼 義 信 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（館坂久人君） 第12回軽米町議会臨時会、平成28年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を開会いたします。只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので会議は成立しました。本特別委員会に付託された議案は、「議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて」から「議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）」までの4件であります。議案審議の進め方についてお諮りします。議案第1号から議案第4号まで、議案1件ごとに審議し、審議終了後に全体的な総括質疑を行い、執行者側の退席を求め、退席後に討論、採決することにしたいと思いますが、このような進め方でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） はい、ではそのように決定いたします。それでは議案説明に入る前に、副町長から発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。副町長。

○副町長（藤川敏彦君） それでは、議案の審議に入る前に報告と申しますか、ご説明したいことがございます。実は台風10号により被災した住宅の応急復旧にかかる取り扱いについてでございます。先般、9月議会におきまして、案件として補正予算のうち歳出、3款民生費、3項災害救助費、20節扶助費、これは416万3,000円でございます。このうちの住宅応急修理費といたしまして403万2,000円を措置していただき、ご承認いただいたところでございます。ただ、補正予算を計上するにあたりまして住宅の応急復旧分も含めて災害救助法の適用を想定していたところでございました。しかしながら、災害救助法に基づく当町の住宅応急復旧に、応急処理については県のほうから認められませんでしたので、一定の被害を受けた被災者に対しまして災害救助法と同等の支援を行うために、町単独事業としての措置を行うものでございます。延長が認められなかった理由でございますが、文書のやり取りは無く、あくまで緊急でしたので電話口頭での対応であり、断定できるものではございませんが、一つとして他市町村と比較し大規模半壊が1件、半壊が4件と、他市町村と比べて比較的軽微な被害であったというのが想定されますし、また延長申請はいたしました。1か月以内と定めていましたので、申請をいたしましたところ、その後県のほうから現状にかかる電話照会等、後日ありましたけれども、その時点で仮設住宅等への避難者がいなかったと、そういったことから延長するには及ばないと、おそらく判断されたというふうにご存じます。そういった理由を鑑みましてですね、先ほど申し上げましたけれども救助法の適用と同じような形ですね、措置を行いたいというふうなことでございます。具体的にその内容を申し上げますと、最高でもですね1棟あたり57万6千

円ということになっております。ただそれが認められるのは、何と申しますか、住宅に入るのに必要な部分、緊急生活を維持するために必要な分しか認められておりませんので、あくまで上限は57万6,000円ということで、それを本当に、中身については6畳分だとか、本当に限られた金額にはなるかというふうに考えております。そして国のほうとちょっと違いますのは、もうすでに復旧等は進んで既に入っておりますので、入居しておりますので、国のほうでしたら災害救助法に基づく措置でしたら1か月以内に申請行為をやって、そして査定とか町のほうでして、そして業者を紹介してやってもらって請求書をあげてもらい、そしてお金を支払うということですが、もう既に復旧を終えていますので、もう既にやったものについて現状が分かるような、請求書に写真等を出していただいでですね、その金額をお支払いするというふうな方法にしたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○委員長（館坂久人君） ただいま副町長から説明いただきましたが、この件に皆さんのほうから何かございますか。茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 今、副町長の説明では、この前の台風の部分で軽米町はよそに比べれば少なかったということで、おそらく補助というか、受けるためには基準があってそれに基づいて申請したのだと思いますけれども、なんか今の説明だとちょっとこうわからない部分もありましたけれども。何でそういうような部分でやったのに対して、適用にならなかったのかなとちょっとこう思いましたけれども、その辺、もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

○委員長（館坂久人君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 先ほど申し上げましたけれども、文書でこうして正式にやり取りしたわけではないですので、うちで聞き取った範囲でご説明いたします。全部で災害救助法の適用になった市町村が12市町村でございました。そのうち、1か月では無理だろうというふうなことで、岩泉なんかはぜんぜん手を付けていない。岩泉とかそういったものも含めまして、適用となったのが5市町村でございます。その5市町村のうちでも、岩泉とかほんとに大規模な宮古とか除いた、普代、野田、あと一応遠野もございしますが、遠野のほうでは申請者がなかったというようなことでもございましたし、あと比較になるのは野田と普代でございます。普代のほうはですね業者さんのほうが見つけるのが困難だということで、1か月以上かかってしまうということで認められた、というふうな県のほうからのお話がありました。野田のほうはそれほど多くはなかったようでもございますけれど、その復旧に行くための道が崩壊して復旧できなくなったと、1か月では無理だということでですね、県のほうは申請があつて判断したということでございます。本当に応急措置ということでございますので、本当にぱぱっとやっつぱつと入るというふうな部分に限られるというふうなものですので、法律上でもですね1か月というふうなこ

とも定められているようですので、なかなかこれには実際の話、延長申請の話が出てきたところには、時系列的に申し上げますと、延長申請の、ちょっとお待ちください。非常にあの9月の中旬に延長申請するかどうかというような通知がメールで来まして、最終的に認められないという話 came ののが9月27日ということで、もう2日ぐらいしかやる期間が無くなっているというような状況でございました。いろんなことが、理由があったと思いますけれども、県のほうの都合ですとか、うちのほうのフォローアップと申しますか、そういったことで非常にタイトなスケジュールの中で実際に不可能で、乗れない事業だというふうにこちらでは考えておりました。以上でございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。はい、それでは以上で、ただいまの件については終了したいと思います。

◎議案第1号の審査

○委員長（館坂久人君） それでは「議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて」を議題とします。議案第1号について当局の説明を求めます。総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 議案第1号につきましては、台風が来ました8月30日の午後11時ごろ、瀬月内川が氾濫し…。あの資料が行ってますでしょうか、こういう資料でございます。個人名が出ておるのであれなんです、 のお宅に浸水する可能性があるということで消防団のほうに土嚢等の積み込みの依頼がございました。それで消防団のほうで消防団員の軽トラックを借り上げて、その土嚢の搬入を行ったわけなんですけれども、向かっている最中、当初予定していたのは自宅に近いところを左折して配る予定でございましたが、もう浸水していて道路の場所がよく分からなくて大変危険だということで、本当の大きい道をそのまま直進して行ったわけなんですけれども、そちらもかなりの深さの浸水がありまして、バックすることもどうしようもなかったということでエンジンが浸水したことによって破損したというものでございます。今回の状況判断等のところもあったかと思えますけれども、多分、消防団の方々にしてみれば大丈夫、行けるんじゃないかということで向かったと思われそうですが、そちらのほうで被災してしまったということでございます。今回はそのエンジンの積み替えにかかる部分の補償をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 無ければ、議案第1号の質疑を終わります。

◎議案第2号の審査

○委員長（館坂久人君） 次に「議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて」を議題とします。議案第2号の説明について、当局の説明を求めます。町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 「議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解に関し議決を求めることについて」のご説明を申し上げます。事故の概要でございますが、当課職員の運転する公用車が、平成28年9月28日午後1時20分頃、盛岡市の盛岡劇場メインホールで行われた、安心安全まちづくり県民大会に出席するため、盛岡市八幡町の道路を右折しようとしたところ、右折先に対向車があり、ゆっくりと大きく曲がりながら右折しようとしたところ、盛岡市八幡町、宅の木製の窓格子に接触し破損させたものでございます。その補償、損害賠償の補償となります。以上で説明を終わります。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） ありませんか。無ければ、議案第2号の質疑を終わります。

◎議案第3号の審査

○委員長（館坂久人君） 次に「議案第3号 デジタル防災行政無線整備2期工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題とします。議案第3号について当局の説明を求めます。総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 今回の変更についてご説明したいと思います。今回の変更はミレットパーク、地図をご覧くださいと思いますけども、折爪中継局からミレットパークにある中継子局に送信して、そこから各子局に送信しようという計画、机上設計で大丈夫ということでそういうような計画をしたわけでございますけども、実際電波を発信してみたところミレットパークでの受信状況が非常に不安定であったということで、当初予定しておりました観音林南地区の拡声子局を後年度の整備に回し、真ん中辺にあります新大鳥という二重丸が付けてありますが、そちらの中継子局を新たに、ここは当初拡声子局で予定していたんですけども、中継子局という形で整備し新大鳥の中継子局からミレットパークのほうに電波を逆に戻してやるという方法に変更しようとするものでございます。中身的には提案理由でも申し上げましたけれども、再送信子局を2式から3式に、拡声子局を17式から16式に変更しようとするものでございます。説明は以上でございます。

○委員長（館坂久人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 無ければ、議案第3号の質疑を終わります。

◎議案第4号の審査

○委員長（館坂久人君） 次に「議案第4号 平成28年度軽米町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。議案第4号について当局の説明を求めます。総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 概要につきましては、本会議の場でご説明申し上げておりますので省略させていただきます。地方債補正、追加の分でございますが、こちらの起債事業につきましては、災害の補助事業をもらった残り、農地災害、林業災につきましては充当率90パーセント、公共土木災害につきましては100パーセントの起債が認められています。後年度、償還金に対しまして交付税として95パーセントの交付税バックがございます。非常に有利な起債になります。それで、次に歳入について申し上げます。歳入につきましては分担金、農地等災害復旧事業費分担金ということで、農地の災害復旧に関して農家の方が負担される部分を予算計上しております。次が国庫支出金ということで、公共土木施設災害復旧事業の負担金ということで3億3,195万9,000円を計上してございます。15款県支出金につきましては、被災者生活再建支援金支給補助金ということで80万円。災害復旧費県補助金ということで農業用施設災害復旧費の補助金を1億2,256万6,000円。林業施設災害復旧費補助金を1,344万6,000円計上してございます。6ページになりますが、財政調整基金を、予算の不足分を財調の取り崩しで3,599万円。それから町債としまして合計で1億6,450万円を計上しているものでございます。歳出も一緒でよろしいですか。

○委員長（館坂久人君） はい、どうぞ。

○総務課長（日山 充君） 歳出につきましては、それぞれ担当課から説明してもらいたいと思いますが、はじめに総務管理費でございます。一般管理費としまして報償費と旅費、これは来年の職員研修にかかる講師の、職員研修を実施したいと考えておりその方に対する講師謝礼と費用弁償を計上してございます。それから委託料10万4,000円。職員採用試験の問題集作成等委託料でございますが、これは先に行いました職員採用試験で、採用予定者が職員管理計画上、予定していた人数に1次試験の合格者全員を仮に採用したとしても不足することから再度、再試験という形で12月に試験を予定しております。それから財産管理費でございますが、修繕料としまして、ご存知の方も多いと思いますが、庁舎玄関の自動ドアが故障しております。そのドアの修繕とそれから庁舎のチャイムが今、故障して鳴らない状態になっておりますので、そのチャイムの修繕料をお願いしているものでございます。交通安全対策費として損害賠償金、先ほど議案第2号の関係でございますが、4万1,000円を補償、補填及

び賠償金として計上しております。次、企画費の企画費、積立金としてふるさとづくり振興基金利子組入れを1,000円お願いしてございますが、実は当初12万6,000円の利子組入れ金を予定しておりましたが、利息の計算期間が休日等の関係で長くなりまして26円不足してしまいまして今回、1,000円を補正させていただきますものでございます。民生費に関しましては…

○委員長（舘坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 民生費、災害救助費になります。10節の交際費、24万円として台風災害被災者見舞金ということで、今回被害のありました世帯に対して見舞金を支払うものでございます。この見舞金につきましては、町のほうで今回の災害によっていただいた24万円を6世帯に各4万円を支払うものでございます。続きまして扶助費で被災者生活再建支援金ということで80万円の予算案を計上しておりますけども、これは国の被災者生活再建支援法の対象とならない4世帯に対して20万円ずつ、4世帯に交付するものでございます。以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） 以上で、当局の説明が終わりましたが、あっと失礼しました。続きまして土木費の説明をお願いします。地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） それでは地域整備課のほうからご説明いたします。8ページをご覧ください。8款2項2目、道路維持費、金額450万円、町道板橋米田岡堀線道路修繕工事。これにつきまして、災害復旧事業費として計上いたすために減額しようとするものでございます。以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） 資料の説明は良いですか。

〔「災害のほうで説明します」と言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 消防費につきましては、先ほどの議案第1号に関連した損害賠償金19万4,000円を計上したものでございます。以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 続きまして、13款、災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費でございます。お手元のほうに、この前の議会運営委員会のほうから箇所を示せということで、A3判の一枚もの、ありますか。一枚もので、黒塗りが57の1から57の7まで、農地災です。赤い色ですけども、57の101から57の119まで、農業用施設災害復旧の査定の申請予定箇所でございます。続きましてA4判の小さいものなんですけども、同じカラー刷りで林道のほうになります。林道災のほうは3か所を予定しておりました。上のほうから林道戸草内線、林道新畑線、林道八戸川内線、合計3か所でございます。図面を見ながらですけども、1項の農林水産施設災害復旧費の、1目ですが、農業用施設災害復旧費につきまして補助申請分あるいは災害査定申請にあげる分なんですけども、農地が7か所、農業用施

設19か所の、予定としまして1億4,496万円。それからそれ以外の単独債の部分になりますけれども、その部分を2,899万2,000円。合計で補正額として1億7,395万2,000円ほどを予定しております。続きまして2目の林業施設災害復旧費ですが、3件分の合計としまして1,614万2,000円の補正をお願いするものでございます。合計としまして補正額が全体で1億9,009万4,000円になります。以上でございます。

- 委員長（館坂久人君） 13款、災害復旧費。地域整備課長、新井田一徳君。
- 地域整備課長（新井田一徳君） 続きまして、13款2項1目、公共土木施設災害復旧費ということで、11節需用費、800万円を修繕料としてお願いするものでございます。これは町単独実施分として追加予算として計上するものでございます。次の15節工事請負費、4億7,401万4,000円。これは公共土木災害復旧工事ということで、皆さんのお手元にカラーのA3判の図面が、お手元に配布しておりますが、道路の部分が丸印でなっているのですがこれが21件。罰点印でもって図示しておりますが河川、川の部分ですね30件。合わせまして51件の災害復旧工事を予定してございます。以上でございます。
- 委員長（館坂久人君） 以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。その前に、歳入のほうから質疑ありませんか。歳出、7ページ。古館機智男君。
- 12番（古館機智男君） 総務費の関係で職員研修の講師謝礼なんですけども、対象者、目的というのが、なんか説明が無かったような気がするんですが。
- 委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。
- 総務課長（日山 充君） 今回の研修につきましては、職員の資質向上を図ろうということで職員を対象としたものでございます。予定している講師の方はですね、以前、農林水産省に勤めていて東和町のほうに職員派遣で来ていて、その東和町の職員になられた役重さんという方を、その方から職員としての心構えとか、町づくに対する取り組み方とか、そういうことを中心とした研修をお願いしたいということで今回予定しているものでございます。
- 委員長（館坂久人君） 古館機智男君。
- 12番（古館機智男君） そういう、なんかふさわしい講師の方がいたということは、当初予算でない補正予算でとったという理由については、どうなんですか。
- 委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。
- 総務課長（日山 充君） 当初予算では研修費をたくさん取らせていただいているんですけども、これまで研修をやってきて新人職員研修ということで庁舎内の職員が講師になって進めているわけなんですけども、やはり全体の資質向上を図る意味でも、その後いろいろな書籍等を見ていてこの役重さんという方の講演を聞くことが非常に有効ではないかということで、今回補正を取らせていただいたというこ

とであります。

○12番（古舘機智男君） 分かりました。

○委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） さっきの副町長の説明と関連するんですが、国の災害救助法の関係でちょっと、今民生費のほうで災害復旧費のほうが出ているんですけど、災害復旧情報に、私もよく理解できないところがあったんですが、該当地域だということとは軽米町も該当地域になったと思います。そういう該当地域なんだけども、今回申請したのが、申請上で、なんだ、申請要件を満たすような事務手続きが整わなかったということなんですか。そういうふうに理解していいのか。それとも、もともと申請要件に、災害救助法の適用にならない案件なのか。その辺を明らかにしてほしいことと、それによって対象者になる人に対する影響とか、予算上の単独の関係、予算上ではどのように変わってくるのか。これから補正をするのか、例えば減額するのか、その辺の財政的な影響等はどのようになるのか説明していただきたいと思います。

○委員長（舘坂久人君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 災害救助法、先ほど申し上げましたけれど、県下で12市町村が認められてございます。そのうちで住宅復旧分としての応急措置分として認められたのが岩泉、宮古、久慈、普代、野田というふうなことでございます。あといくつかうちと同じようなところもあるんですけども、申請しなかったり、また認められなかったり。うちは認められなかったということでございます。その理由といたしまして県のほうから先ほどメールという話をしましたけれども、説明会等が9月の中旬にありまして、そして更に9月の中旬ごろ県のほうに事情を聞きに行ったりしました。確か13日だったと思いました。その後また、県の方から現状はいかがなものかと、申請ですね、申請してくれと照会があったのが、調べてみましたら9月16日と。更にそれに対して延長させてくれと、少ないと言いますか、既にもうだいたい終わっていたわけですけども、まずしてくれと、それが延長してくれといったのが9月21日でございます。そしてそれに対して県のほうから9月27日に、当町の場合は国等を照会したところ、ちょっと無理だとの回答がございました。災害救助法を先ほど申し上げましたけれども、住宅復旧分につきましては、1か月以内ですので9月30日までに、もう残り27日、28日、29日、30日と延べ4日しかないという中でこれから文書等をやり取りして、見積もりをとったり業者決定したりして、実際に完了検査をやって、そして支払いまでを完了するとちょっとこれは無理な話でございましたので。既に予算化はしておりましたので、その中でやらせていただきたいということでございます。予算的にはですねマックス、先ほどどんなに壊れても本当に最低限度必要な水道とかですね、あとほかにもございますけれど。壁が壊れても本当に壊れた部分だけとかですね、

本当に査定とかなければならぬ事業でございます。それでマックスでも1棟当たり57万6,000円と。全壊は該当になりません。もうそれは放棄したということでございますので、該当になりません。それを更に査定するという形になります。マックスで四百十数万円と予算化はしておりましたけれども、これが全部該当になったとしても二百、最大限57万6,000円になったとしても、283万5,000円という形になります。おそらく相当査定されて予算は四百十数万とってはいたしましたけれども、半分以上というか、査定してみないと分かりませんが、そういった形になります。予算は、歳出はとってございましたけれども歳入はまだ予算化してございませんでしたので、今後災害復旧事業としていろいろなまとめて申請はしておりますけれども、その一部がいくらになるか分かりませんが、見込めないという形になります。以上でございます。あと既に復旧工事も終わって済んでおりますので、それに対して後追いですけれども、先ほど説明しましたけれども、補助になりますので、済んでからの方々には逆に不利益は無いという形にはなりません。かえって国のやつをやりましたら、厳格にやりますと全部本当は対応にならないというふうなことになると思います。既にやってしまったやつは、後追いの形はありませんので、その辺を諸般の事情を含めて判断するには、町でも少し補填してあげたいというふうなことでございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○委員長（館坂久人君） 山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 今の問題に関連して。住宅の復旧というか緊急の対応が今、416万円を403万円に減額して町の単独事業で対応したいというような答弁、説明がありましたが、このことはどうですか、国が対応しないのであれば町が単独で対応するというようなことの一つの例を、今後も参考にしなければならないというような状態になっていると私は思います。そこでその条例とか何か公的な制度というか対応というのを含めて、今後を含めて、さまざま検討しなければならない問題だと認識しますがいかがですか、というのが第1点。それから予算書の歳出の7ページに災害救助費というのがあって、その中に見舞金、支援金というのがありますが、ここの関連はどうですか、というのが第2点。それから第3点はね、これらの何戸、何世帯というような形のどこの地域で、どこの家がということがもし資料として出せるのであればね、この前議会としても視察をなんぼかやりましたので、それらの関連が分かれば、理解ももっと深まるのかなと考えますがいかがですか。3点。

○委員長（館坂久人君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 私で答えれるのは私が答えて、後は総務課長のほうに答えていただきます。先ほどちょっと住宅応急分として416万3,000円というふうな

形、これ扶助費ですので、その中の住宅復旧分は403万2,000円ということでございます。ちょっと他のものも入っておりましたので、その節の中に。それで先ほども説明しましたが、まるまる今回町単で、実際該当になるのはおそらく5件というふうに考えております。大規模半壊が1件、半壊が4件、これが該当になるんだというふうに思っております。これ5件ですので最高57万6,000円掛ける5で、査定せずに全部やったとしても283万5,000円という形になります。ですから予算は四百数十万円、403万2,000円をとっておりましたけれども、だいたいは査定されるのかなというふうに、もっとも低くなるのかなというふうには考えております。先ほどの、今後の事例になるのかというふうなですね、事例になるからしっかりした条例等を作ったら良いのではないかという話があったのですが、今回は災害救助法に基づくものでしたので。告示は、告示して要領はすぐに発出したいというふうに考えていました。告示という形で町民にはお知らせしたいというふうに考えております。もうその準備はしております。また今後については、おそらく事情事情によって救助法自体が変わる可能性がありますので、その都度その都度対応したほうがフレキシブルに有効的に対応できるのではないのかと思います。提案があった部分については、総務課長より説明させていただきます。

○委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 7ページの予算との関係でございます。町民生活課長のほうからご説明申し上げたところですが、交際費の24万円につきましては町が他市町村あるいは町村会等からお見舞金を頂戴してございます。その金額が24万円。町として、お見舞金としていただいたものがございまして、そちらにつきましては被災された方々にお見舞金としてお支払いするのが適当だろうというふうに判断いたしまして、今回被災しました6件の方に4万円ずつお支払いしたいということで予算化したものです。それから扶助費につきましては国の、先ほども説明があったわけですが、国の該当にならなかった半壊世帯の部分については、国のほうで対応しないということでしたので、県がその代わり県費を出してその被災者に対しての支援をしたいということで、市町村が支援金をお支払いした場合に県がその分を出しますよということでございます。ですから今回、半壊した4件、80万円を予算化しています。今回の被災は、全壊が1戸、大規模半壊が1戸、半壊が4戸でございます。全壊と大規模半壊につきましては国のほうが直接支払いをするということで、町のほうの予算を通しませんので予算措置はしてございません。それから場所の関係ですが、全壊は米田の牛ヶ沢地区でございます。大規模半壊は円子地区の家が大規模半壊。それからあとは小玉川青沢地区が半壊4戸ということでございます。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。

- 13番（山本幸男君） 重複してる。重複してますか。副町長が説明した5件と。
- 総務課長（日山 充君） 今回予算措置したものとはぜんぜん重複しておりません。まったく別の事業でございます。
- 13番（山本幸男君） いや、対象者。
- 総務課長（日山 充君） 対象者は重複しております。まったく同じでございます。
- 委員長（舘坂久人君） 山本幸男君。
- 13番（山本幸男君） 重複しているということは、県単独でやる事業分と、プラス今民生費で予算化した部分と合わせて、プラスしたような形で対応するというような理解で良いのかな。
- 委員長（舘坂久人君） 総務課長、日山充君。
- 総務課長（日山 充君） 民生費で対応した部分と、副町長が説明申し上げました災害救助法に基づく応急措置分の関係につきましては、これから請求書等を見まして、どこをどういうふうに修繕したか、その救助法に該当する部分をこちらで査定して、その金額を補助金という形で交付するわけです。そのほかに、この24万円のほうに関しましては全壊、半壊を含めて6戸の方に4万円ずつ。それから20節の扶助費のほうは半壊の方4戸に20万円ずつお支払いするというものでございます。ですから全壊の方にははっきり言って国から出る扶助費ですか、そちらのほうだけという形になります。災害救助法の応急措置の関係はあくまでもかかった経費のうち対象になる経費だけをお支払いするというものでございます。ですから全壊した世帯の方には災害救助法の関係は適用されないということになります。
- 委員長（舘坂久人君） よろしいですか。ほかにございませんか。古舘機智男君。
- 12番（古舘機智男君） 農地等小規模災害復旧事業補助金の関係についてお聞きしたいと思います。これについて、一つは軽米町の交付要綱がありますけれども、この中での但し書きの、できる規定の、今激甚の関係では、3分の2以内を限度として交付することができるとなっておりますが、できる規定ですけれどもこれは今回の場合は適用されると理解していいのかお聞きしたいと思います。あとその件数等がどのようなことになっていて、何件あって、まだ締め切りとか、進行状況とか、交付の計画がどうなっているのか、どのような状況になっているのかお聞きしたいと思います。
- 委員長（舘坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。
- 産業振興課長（高田和己君） まず1点目ですけども、3分の2以内の、3分の2の補助になります。2点目ですが、全体で現在のところ問い合わせがあった件数ですけども災害申請等を含めまして、10月31日現在ですが192件になっております。小災害の説明会を2か所で4回やりましたが、その際に来場された方が45名になっております。ただし、一人の方で複数の農地もありますので、箇所数は増えるのかなと思っておりました。申請につきましては基本的に11月いっぱい、12月

いっぱいを目途にしていますけれども、現地を見られていない農業者の方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺を勘案するとともに春になってからよく問い合わせがあるものですから、その際に困りますので同じような条件ということで、できれば今年度中に復旧できるものがあれば復旧していただきたいのですが、できないものがあるのであれば繰り越しのほうで対応したいなという感じで、いくらかでも農家の方々を救えるものは救ってあげたいなと考えております。以上でございます。

○12番（古舘機智男君） はい、分かりました。

○委員長（舘坂久人君） ほかにございせんか。よろしいですか。無ければ議案第4号の質疑を終わります。

◎総括質疑

○委員長（舘坂久人君） それでは最後に総括的な質疑を行いたいと思います。本特別委員会に付託されました議案4件の個別質疑は終わりました。これまで質疑した議案4件について総括的な質疑がありましたらお願いいたします。山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 林道の補修が、作業道的な林道を含めての被害が結構あるような感じがいたします。それらについては要望とか、今後追加してさまざま対応を検討するような考え方はありませんか。小軽米で言いますとすみぎゃあだの関係。あそこは何て言うのかね。それから共有地内の林道などが結構大きく傷んだなど感じておりますが、それらについてはそういう要望は他にはありませんか。

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） 林道につきましても農地と同じように申請、届出がありまして、そこを確認してやっておりますけれども、基本的に林道台帳に載っている部分につきましてはうちのほうで、災害査定にあげれない部分につきましては対応したいと思いますし、さっきの9月の議会のほうでも補正して頂いて既に発注している部分もでございます。いずれ台帳に載っている部分につきましてはうちのほうでやりますけれども、個々についてそれぞれ内容が分かりませんので、問い合わせをお願いしたいと思っております。以上になります。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。古舘機智男君。

○12番（古舘機智男君） 災害関係で関連というか、雪谷川の中心部を県の工事だと思いますが、雪谷川に注ぐ排水路に砂利がいっぱい入ったのを全部撤去したり、整備をしていますけれども、それについてお伺いしたいんですけれども。これは、今の県のあれは町の要請によって県がやっているのかどうかという、そういう状況を把握していたらお聞きしたいというのが一つで。その作業は今やった分で終わっているのか、その辺は県が判断してやっているのか、これからやるのかというのを

分かっていれば教えてほしいと思います。それが1点と、もう1点は、防災マップのことについてお伺いしたいと思います。防災マップの中で中心部の洪水災害の予想図というか、11年の災害のときに浸水したところが全部青塗りになっているんですけども、これは一般的にはその後に大規模な復旧事業で河川が整備されたわけですけども、この防災マップによればそれが前の状態と同じような形での洪水マップになっているのではないかと。11年災害の復旧事業で完成、整備されたというのが、このような面積で洪水マップができるというのが、ふさわしい水域というのか水没地域が、復旧事業の成果がぜんぜん反映されていないのではないかと。その辺については下流地区なんか、整備しないところも同じような形で、過去に上がったところが全部危険地域に、水没地域のマップになっているんですけども、その辺は整備されたところが反映された形の地図にしておかないと、例えば具体的に水防活動とかする場合にも影響等というか、出てくるのではないかなと思うのですが、その辺の過去の水没地域と、整備後の水没予想図というか洪水の予想図が反映した形にすべきではないかと思うのですが、その辺はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（館坂久人君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） 先ほどの古館委員の雪谷川の、何て言いますか、整備と言いますか、川の箇所での整備の状況についてということなんですけど、私どものほうには詳細と申しますか、いつからいつまで、どの辺をどのように整備するかということについては県のほうから何もございません。

○12番（古館機智男君） 分かりました。あとはいいです。防災マップのほうを。

○委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 確かに防災マップにつきましては、河川整備して実際に11年のときに水没したところが、ちょっと違うのではないかとのお話でございませう。その防災マップにつきましては、過去にここまで浸水しましたよというものを基に作成しております。例えばですね、あの時は二百何ミリ降ったわけなんですけども、何ミリの雨量があったときにどこまで来るかという想定は現時点ではかなり難しいんだと思います。ですから皆さんにお示しする場合には、11年のときの実際の水没がこれぐらいまで来ましたよというのを参考にして避難とかに役立てていただくという考え方でございませう。実際に今、河川が広がってここまで行かないだろうということは中々ですね、お示ししづらいところがございませうので、そこはご理解いただきたいと思っております。

○委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 確かに11年の時はここまで来たよ、というのは一つの情報かもしれませんが、しかし川幅を倍にして整備した成果みたいなのが反映していないと。整備していないところの危険度、例えば瀬月内川流域はほとんど整備

の対象にならなかったわけですが、あと復旧事業の範囲以降のところなんて、この時は駒木なんか上がらなかったけども、今回の場合、駒木はどんと上がったという、そういう形で整備したところはある意味ではここまで来たよという歴史的な意味もありますけれども、実際の防災マップとしての、洪水マップみたいな形の中には一定の同じ量が降った時の危険度みたいなのが誤った情報を与える感じがするように私は思うんですが。全国的にどのような防災マップを作るうえでのマニュアルみたいなものがあるかもしれませんが、例えばそういうものに基づいて過去の水位のとおり、いくら整備し終わったときでも同じような過去の水位で防災マップを作れというような、危険度みたいなものを表すことになっているのか、そういうマニュアルに基づいてやっているのか。それともやはりそうではない、軽米町独自のものか、その辺についても説明していただきたい。そうしないと本当に防災マップというものの役割が、信憑性みたいなものが薄れてくるのではないかと思うのですがいかがですか。

○委員長（館坂久人君） 総務課長、日山充君。

○総務課長（日山 充君） 今私も携わってなかったものですから聞きましたけれども、マニュアルがあってそれに基づいてやっているものではないそうです。軽米町の場合は過去の浸水区域に基づいたものとして作成していますし、浸水予想区域ということで作っているところもほかの市町村ではあるそうです。整備した結果ここまでは来ないだろうとかというお話もあるかと思いますが、いずれこの間の三陸沖津波のときの、津波とはちょっと違いますけれども、整備したからその地区は安全だということとはちょっと言えないのかなという気もしますので、いずれ危険をあおるわけではありませんけども、ここは過去に水害が起きたところだよということを認識していただいて、それに基づいた警戒範囲なり避難行動をとっていただければ町民の方々にはより安全なものとなるのではないかなというふうに考えます。

○委員長（館坂久人君） 古館機智男君。

○12番（古館機智男君） 現状としてですけども、安全神話というか、できたから良いよというような形ではなくて、やはり現状に即したというか、ここだけは整備しながらも同じ、整備しなかったところは過去の実績しか載ってないということになると、整合性も含めて、誤った情報ではないんですけども、確率的に誤った情報を与えかねないのではないかなという私の感想だけで、あとは答弁はいらないんですが。そのように本来は同じような確率で危険な、ということの基準が一つあったほうが良いのではと思っておりますので、感想として述べておきたいと思えます。

○委員長（館坂久人君） 大村税君。

○8番（大村 税君） 災害復旧費のところの13款のところをご説明願いたいと思います。というのは、ここに修繕料という800万円の計上になっておるわけなんです

が、これは今回の台風10号で小規模河川がたいへんと氾濫したという記憶にあります。この部分については今川に砂利が、河床が上がってフローしたという箇所が私のところには3か所、4か所ありますけれども、あのままでの状態なのか。確認はしておりますか。それはこの800万円の費用のことですかね。それを一つ、1点お伺いしたいのですが。それとまたこれは災害復旧、緊急でやった河川の河道を整備したのがまるでお粗末なんです。その辺も確認しているのか、いないのか、これで終わりなのかお聞きしたい。

○委員長（館坂久人君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） いずれ13款のこの需用費800万円の部分なんです。これは土木災害復旧工事以外の単独分ということなんです。その追加予算ということで計上しているものなんです。今大村委員がおっしゃっている箇所は、どの辺のところをおっしゃっているのか、すいませんが。

○委員長（館坂久人君） 休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時34分 再開

○委員長（館坂久人君） 再開します。茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 先ほどの答弁で地域整備課長は、雪谷川の流域ですけれども今工事やっていたけれども、県のほうの仕事だから一切わからないという答弁でしたけれども、それではちょっとあまりかなと思って聞いておりましたけれども。何かやっぱり、せつかく工事をやっているんだしたら、もしかして水が溢れば町民が被害を被るわけですよ。それを県で、ませ通知が無いからと言っていましたけれども。私もこう見て歩いていました。あ、やっていたんだなと思って見て歩いていましたけれども、通って歩いたら、課長だけが分からないでいるのかもかもしれませんけども。やはりやられている、あ、やっていたんだなと思って、果たしてこれで良いのかなと私も心配して。今大村委員も言った、果たして町の河川の部分も心配なところもあります。そういうのを見て、あ、木を切っているところもありますし、切っていないところもありますし、土砂をただそのまま流して川にやっているとところもあります。そういったところを果たしてこれで良いのかなと思ったりもしますけども。その辺は専門的には私もわかりません。あ、これで良いのかな、どうなのかな。もしかしてもっと別々に、別にやったほうが良いのかなと思ったりもしますけれども。そのへんはやはり県のほうから連絡がなくても、そうだったらこっちから聞いてどういうふうにするので、どうなるんですかというふうにやってくれば良いのかなと思うんですけれども、その辺はどのように課長はお考えですか。

○委員長（館坂久人君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） ただいまの茶屋委員のお話なんですが、私も県のほう
でですね、業者に委託して重機を使ってやっているのは見ておりました。いずれ私
どもも、実際に住んでいる自分たちのところでございますので、いずれ情報等を収
集しながら逐次確認をしながらですね、努めてまいりたいと思っております。

○委員長（舘坂久人君） 茶屋隆君。

○7番（茶屋 隆君） 河川は県の管理ということで、改修するには町だけでできないと
いうことですが、例えば瀬月内川、竹谷袋から早渡に行くところ、あそこは何
回も壊れてますよね。というのは災害のときには現状復帰ということで、確かにあ
そこには堤防もあってそうすれば水がそれを越えて、中からえぐってきてそれを
何回も繰り返していますよね。今回は駒木のヤイホイのところも、おそらく対岸の
ヤイホイ、あそこは岩場と言うんですか、それでおそらく水が行けなかったのでこ
っちに逃げて、こっち側がえぐれたと思うんですね。そういった、確かに今すぐに
ではなくても、新聞なんか見ていれば、国でもやっぱりそういうような考えで対応
していかなければならないということでありますので、そういうようなことを町
だけでは対応できない部分ですけども、そういったことも考えていかなければ
ならないと思いますし。きょうの新聞を見ても、岩手県内で6河川なんかで土地を
買い上げて改修、良く中身まで読みませんでしたけども、そういうようなことで軽
米も載っているかなと見たら載っていませんでしたけども。軽米町でもそうい
うふうなところがいっぱいあると思うんですね。大村委員も言いましたけれど
も。そういった部分をこれからそういうふうにしていってほしいと思いますけれ
ども、よろしく対応をお願いいたします。答弁を一言お願いします。

○委員長（舘坂久人君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） きょうの新聞にも確か岩泉町さんとかですね、土地の
買い上げとかニュースが載っていましたが、いずれこういったことは大きな
問題でございますので、町づくりの全体の方向性なり、大きなことだと思いますの
で、いずれやっていかなければならないなど、考えていかなければならないなど思
ってはございます。貴重な提言として承っておきたいと思っております。

○委員長（舘坂久人君） ほかにございませんか。山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 災害復旧工事の図を見ればね、小軽米のひなだの水路の改修工
事というのはどこにも無いんだよ。ある。何番とかってありますか。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） 産業振興課長、高田和己君。

○産業振興課長（高田和己君） ただいまの山本委員のご質問にお答えいたします。ご指
摘のところなんですが、次の雨が降れば危ないということで所有者の方が自分の
重機で片づけておられました。その際、県のほうからも見てもらったんですが自力
復旧した部分については災害復旧にならないということで、小災害のほうでお話

しして進めることにはしています。

〔「農地でないんで」と言う者あり〕

○産業振興課長（高田和己君） 川ですか。

〔「川と言うか、沢と言うか」と言う者あり〕

〔「地域整備課長が分かるべ」と言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） 地域整備課長、新井田一徳君。

○地域整備課長（新井田一徳君） あそこ。先ほどのひなだの部分ですね、川の。いずれひなだの川の下流のほうが、農地等があるということですね、それで…。うちの地域整備のほうの部分ではですね、そういった災害復旧には取り上げれないということ。個人の部分に関しましては個人で、自力でやっていただくというふうに。

〔「休憩してもらっていいですか」と言う者あり〕

○委員長（舘坂久人君） 休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時48分 再開

○委員長（舘坂久人君） 再開します。ほかにありませんか。あります。大村税君。

○8番（大村 税君） 損害賠償の件でちょっと聞き漏らしたので、この交通安全対策費のところ、町民生活課長でしたか。この盛岡での会合に行って藤村さんのところの構造物を壊したということですが、車が、自分の車が壊れなかったんですか。それともう1点はそこに派遣する職員は公用車で行ったのか自家用車で行ったのかも聞きして承認しなければならないなど私は思っていますがね。その2点。

○委員長（舘坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） 盛岡での事故の損害賠償の件ですけども、公用車のほうも破損しておりまして修理のほうは保険のほうを使って修理しております。あと車は公用車になっております。以上でございます。

○委員長（舘坂久人君） よろしいですか。大村税君。

○8番（大村 税君） ずいぶん私は、いろいろと職員の不祥事というか、交通事故が、傷害などが年に2、3回あるんでね、ずっと前にも申し上げたんですが、その安全運行管理を徹底すべきだということを私は主張したんですが。行政のそういった運行、安全運転に対しては非常に厳しくやっているんですが、わが町でもそういうようにやってほしいということを何年か前にもお話申し上げたんですが。その安全運転管理者がどなたであって、どなたがその命令書を、伺いを出した時にその当事者に対しての安全認識をするようにということも一つの方法だろうと思いますし、また安全整備管理者という2つのあれで、運行する前に認可してもらってから行くというようなことでやっているんですが、町ではどうだったということ、前々回のときだったかお話ししたんですが。そういったきっちりとした体制を

とっているんですかね。安全運行管理者が、当事者が出張の時とかあるいは町内を巡行しているときなんか。そんなのがどういうふうになっていますか。機構をお聞きしたい。

○委員長（館坂久人君） 町民生活課長、中野武美君。

○町民生活課長（中野武美君） まずもって、このような交通事故を起こしてしまいましたたいへん申し訳ございませんでした。安全運転につきましては、常に日々職員のほうに指導しているところでございます。町民生活課のほうでも車1台を配車していただいておりますので、運転するときは常に交通事故には気を付けて、というような形を指導しているところでございます。今後もこのような事故が起こらないよう、再度強く指導してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（館坂久人君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） はい、質疑なしと認めすべての質疑を終了いたします。

○委員長（館坂久人君） これからまとめに入りますので、当局の方は退席を願います。どうもご苦労さまでございました。

（午前 11 時 52 分：審議終了・当局退席）

◎議案第 1 号から議案第 4 号までの討論、採決

○委員長（館坂久人君） それでは、まとめに入りたいと思います。討論される方ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 反対の議案ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） それでは、全員一致で可と決することにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（館坂久人君） 全議案とも可と決しました。

◎閉会の宣告

○委員長（館坂久人君） 以上で、委員会の一切を終了いたします。皆様ご苦労様でした。

（閉会 午前 11 時 54 分）